

・地域開発振興関連法 (平成15年4月現在)

法律名	目的	助成措置等	県内対象市町村
低開発地域工業開発促進法 (工業振興課)	低開発地域における工業の開発を促進することにより、雇用の増大に寄与し、地域間における経済的格差の縮小を図り、もって国民経済の均衡ある発展に資することを目的とする。	特定事業用資産を買い換えた場合の課税の特例 特別土地保有税の非課税	青森市 弘前市 むつ市 駒崎町 (3市1町)
豪雪地帯対策特別措置法 (市町村振興課)	積雪が特にはなはだしいため、産業の発展が停滞的で、かつ、住民の生活水準の向上が阻害されている地域について、雪害の防除その他産業等の基礎条件の改善に関する総合的な対策を樹立し、その実施を推進することにより、当該地域における産業の振興と民生の安定に寄与することを目的とする。	特別豪雪地帯における特例 孤立集落を解消するため、基幹的市町村道で国土交通省大臣が指定するものの改築事業は、県が代行できる。 通学の困難を緩和するため、公立小・中学校の分校の校舎、屋内運動場等の新増築、構造上危険な状態にあるものの改築や児童生徒の寄宿舎及び教職員の宿舎の新増改築に対して国庫補助率の特例が講じられる。	(豪雪地帯) 全市町村 (特別豪雪地帯) 青森市 黒石市 五所川原市 平内町 今別町 蓬田村 鯉ヶ沢町 相馬村 西目屋村 浪岡町 平賀町 碓ヶ関村 野辺地町 東北町 十和田湖町 (3市8町4村)
山村振興法 (市町村振興課)	国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等に重要な役割を担っている山村が産業基盤及び生活環境の整備等について他の地域に比較して低位ある実情にかんがみ、山村振興の目標を明らかにするとともに、山村振興に関する計画の作成及びこれに基づく事業の円滑な実施に関し必要な措置を講ずることにより、山村における経済力の培養と住民の福祉の向上を図り、あわせて地域格差の是正と国民経済の発展に寄与することを目的とする。	特別事業(山村振興等農林漁業特別対策事業等)の採択 基幹的市町村及び農道、林道、漁港関連道の整備に対する都道府県の代行 住宅金融公庫資金の貸付条件の緩和 農林漁業金融公庫資金の貸付 事業実施に対する補助率の高上げ 事業施設に対する採択基準の緩和 辺地債についての特別措置 森林等の保全事業等を行う第3セクターに対する税制等支援措置	青森市 黒石市 五所川原市 平内町 蟹田町 今別町 蓬田村 平館村 三厩村 鯉ヶ沢町 深瀬町 岩崎村 岩木町 相馬村 西目屋村 大鱒町 平賀町 碓ヶ関村 金木町 市浦村 小泊村 七戸町 横浜町 川内町 大畑町 東通村 風間浦村 佐井村 脇野沢村 三戸町 田子町 新郷村 (3市15町14村)
農村地域工業等導入促進法 (工業振興課)	農村地域への工業等の導入を積極的かつ計画的に促進するとともに農業従事者がその希望及び能力に従ってその導入される工業等に就業することを促進するための措置を講じ、並びにこれらの措置と相まって農業構造の改善を促進するための措置を講ずることにより、農業と工業等との均衡ある発展を図るとともに、雇用構造の高度化に資することを目的とする。	税制上の措置 ・農用地等を譲渡した場合の特別控除 ・特定事業用資産の買換えの特例 ・機械、建物等についての減価償却の特例 ・特別土地保有税の非課税 ・地方公共団体が固定資産税等の課税の減免をした場合の減収補填 金融上の措置 ・農村地域工業等導入資金融通促進事業 ・公庫、日本政策投資銀行の低利融資制度	青森市及び八戸市を除く、65市町村 (6市34町25村)
工業再配置促進法 (工業振興課)	過度に工業が集積している地域から工業の集積の程度が低い地域への工場等の移転及び当該地域における工場の新増設を環境の整備その他環境の保全及び雇用の安定に配慮しつつ推進する措置を講ずることにより、工業の再配置を促進し、もって国民経済の健全な発展を図り、あわせて国土の均衡ある発展と国民の福祉の向上に資することを目的とする。	産業再配置促進費補助金の交付 税制、財政上の措置 ・固定資産税の課税免除、不均一課税に対する地方交付税による減収補填 ・特別土地保有税の非課税 工業団地造成利子補給金(地方公共団体)	(特別誘導地或)全市町村 (8市34町25村)

法律名	目的	助成措置等	県内対象市町村
水源地对策特別措置法 (河川砂防課)	ダム又は湖沼水位調節施設の建設によりその基礎条件が著しく変化する地域について、生活環境、産業基盤等を整備し、あわせて湖沼の水質を保全するため、水源地域整備計画を策定し、その実施を推進する等特別の措置を講ずることにより関係住民の生活の安定と福祉の向上を図り、もってダム又は湖沼水位調節施設の建設を促進し、水資源の開発と国土の保全に寄与することを目的とする。	国の負担又は、補助の割合の特例 指定ダムまたは指定湖沼水位調節施設の建設に対応する特定の整備事業について、国の負担又は補助の特例 国の普通財産の譲渡 整備事業の用に供する必要がある国の普通財産を関係地方公共団体に譲渡 国の財政上及び金融上の援助	南郷村 西目屋村 (2村)
過疎地域自立促進特別措置法 (市町村振興課)	人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。	過疎対策事業債の発行 基幹道路・公共下水道の都道府県代行制度 国庫補助率の高上げ ・教育施設（統合小中学校校舎等）1/2 5.5/10 ・保育所 1/3～1/2 1/2～5.5/10 ・消防施設 1/3～5.5/10 等	蟹田町 今別町 蓬田村 平籠村 三厩村 鯉ヶ沢町 木造町 深瀬町 岩崎村 稲垣村 相馬村 西目屋村 大鱈町 碓ヶ関村 金木町 中里町 市浦村 小泊村 十和田湖町 横兵町 天間林村 川内町 大畑町 東通村 風間浦村 佐井村 脇野沢村 田子町 名川町 南郷村 倉石村 新郷村 (14町18村) 経過措置対象団体：森田村 車力村
辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律 (市町村振興課)	辺地を包括する市町村について、当分の間、当該辺地に係る公共的施設の総合的、かつ、計画的な整備を促進するために必要な財政上の特別措置等を定め、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図ることを目的とする。	法の定めによる総合整備計画に基づく事業に要する経費について地方債(辺地对策事業債)を財源とすることができる。 辺地对策事業債 充当率100% 元利償還金の80%交付税措置	黒石市 五所川原市 十和田市 平内町 蟹田町 蓬田村 三厩村 鯉ヶ沢町 深瀬町 岩崎村 車力村 岩木町 西目屋村 大鱈町 浪岡町 平賀町 碓ヶ関村 中里町 市浦村 野辺地町 七戸町 百石町 横兵町 上北町 東北町 六ヶ所村 川内町 大間町 東通村 佐井村 三戸町 田子町 福地村 南郷村 倉石村 新郷村 (3市19町14村)
防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律 (防災消防課)	自衛隊等の行為又は防衛施設の設置若しくは運用により生ずる障害の防止等のため防衛施設周辺地域の生活環境等の整備について必要な措置を講ずるとともに、自衛隊の特定の行為により生ずる損失を補償することにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とする。	防衛施設周辺における生活環境等の整備を図るため、障害防止工事、住宅防音工事、移転の補償、民生安定施設への助成を行うほか、特定防衛施設を有する市町村に対して、公共用施設の整備を行うため、特定防衛施設周辺整備調整交付金を交付する等の措置を講ずる。	青森市 弘前市 八戸市 十和田市 三沢市 むつ市 車力村 岩木町 西目屋村 野辺地町 七戸町 百石町 六戸町 上北町 東北町 下田町 天間林村 六ヶ所村 東通村 五戸町 (6市9町5村)

法律名	目的	助成措置等	県内対象市町村
<p>半島振興法</p> <p>(市町村振興課)</p>	<p>三方を海に囲まれ、幹線交通体系から離れ、平地に恵まれず、水資源が乏しい等国土資源の利用の面における制約から産業基盤及び生活環境の整備等について他の地域に比較して低位にある半島地域(架橋等により本土との陸上交通が確保された島を含む。)について、広域的かつ総合的な対策を実施するために必要な特別の措置を講ずることにより、これらの地域の振興を図り、もって地域住民の生活の向上と国土の均衡ある発展に寄与することを目的とする。</p>	<p>金融上の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本政策投資銀行の特利融資 ・中小企業金融公庫、国民生活金融公庫の融資 <p>税制上の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減価償却の特例 ・買換え資産の特例 ・特別土地保有税の非課税 ・事業税、不動産取得税及び固定資産税の不均一課税 <p>財政上の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・半島循環道路等の整備(事業費の配慮、地方道改築事業国庫補助率嵩上げ(半島5.5/10)) ・基幹的市町村道等の整備(県代行制度) ・小型航空機用飛行場等の整備 ・地方単独道路整備事業に対する地域総合整備事業債の許可 ・辺地法の対象地域の拡大 ・農道整備事業の採択基準緩和 	<p>(津軽地域)五所川原市 蟹田町 今別町 蓬田村 平館村 三厩村 木造町 森田村 柏村 稲垣村 車力村 板柳町 金木町 中里町 鶴田町 市浦村 小泊村 (1市7町9村)</p> <p>(下北地域)むつ市 野辺地町 横浜町 東北町 六ヶ所村 川内町 大畑町 大間町 東通村 風間浦村 佐井村 脇野沢村 (1市6町5村)</p>
<p>総合保養地域整備法(リゾート法)</p> <p>(市町村振興課)</p>	<p>良好な自然条件を有する相当規模の地域で、国民が滞在しつつ行うスポーツ、レクリエーション、教養文化活動等の多様な活動に資するための総合的な機能を民間事業者の能力を最大限に活用し、整備することによって、ゆとりある国民生活並びに当該地域及びその周辺地域の振興を図る。</p>	<p>税制上の優遇措置</p> <p>国 税：対象施設についての特別償却</p> <p>地方税：特別土地保有税の非課税 事業所税の非課税、減免</p> <p>日本政策投資銀行による第3セクターに対する無利子融資(特定民間施設の一部が対象)及び低利融資</p> <p>地方債等の特別措置</p> <p>規制緩和措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地法等による処分についての配慮 ・国有林野の活用についての配慮 ・港湾に係る水域の利用についての配慮等 	<p>津軽岩木リゾート構想(平成2年6月承認) 対象市町村 弘前市 黒石市 鯨ヶ沢町 深浦町 岩崎村 岩木町 大鰐町 平賀町 (2市5町1村)</p>

法律名	目的	助成措置等	県内対象市町村
<p>地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律</p> <p>(市町村振興課)</p>	<p>都市機能の増進及び居住環境の向上を推進するための措置等を講ずることにより、地方拠点都市地域の一体的な整備の促進を図るとともに、過度に産業業務施設が集積している地域から地方拠点都市地域への産業業務施設の移転を促進するための措置等を講ずることにより、産業業務施設の再配置の促進を図り、地方の自立的成長の促進及び国土の均衡ある発展に資する。</p>	<p>地方行財政上の特例</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方自治法の特例 地方債の特例・配慮 不均一課税に伴う減収補填措置 都市計画上の特例等 拠点整備促進区域制度及び拠点整備土地区画整理事業制度の創設 開発許可の特例 都市開発資金の拡充 公団・機構の業務の特例等 地域振興整備公団の業務の特例 通信・放送機構の業務の特例 卸売市場法の特例 地方住宅供給公社法の特例 税制上の特例 買換特例、特別償却、特別土地保有税の非課税融資 日本政策投資銀行等政府系金融機関による低利融資 N T T 等無利子融資 その他 公共施設の整備及び住宅・住宅地の供給の促進 地域の電気通信の高度化への配慮 	<p>本県の指定状況等</p> <p>平成5年2月八戸地域を地方拠点都市として指定。</p> <p>八戸市 三沢市 百石町 六戸町 下田町 五戸町 名川町 階上町 福地村 南郷村 (2市6町2村)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成5年8月「八戸地方拠点都市地域基本計画」を承認。 平成6年10月「八戸地方拠点都市地域整備アクションプログラム」策定・公表 平成9年4月「八戸地域21世紀活力圏創造整備計画」策定 <p>平成6年9月弘前地域を地方拠点都市地域として指定。</p> <p>弘前市 黒石市 五所川原市 森田村 柏村 岩木町 相馬村 西目屋村 藤崎町 大鰐町 尾上町 浪岡町 平賀町 常盤村 田舎館村 碓ヶ関村 板柳町 鶴田町 (3市8町7村)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成8年1月「弘前地方拠点都市地域基本計画」を承認 平成9年3月「弘前地域オフィス・アルカディア整備事業」事業採択 平成9年10月「弘前地方拠点都市地域整備アクションプログラム」策定、同年12月公表
<p>特定産業集積の活性化に関する臨時措置法</p> <p>(工業振興課)</p>	<p>経済の多様かつ構造的な変化に対処するため、特定産業集積の有する機能を活用しつつ、その活性化を促進する措置を講ずることにより、地域産業の自立的発展の基盤の強化を図り、国民経済の健全な発展に資することを目的とする。</p>	<p>地域振興整備公団が、基盤の技術産業集積活性化地域で工場用地等の造成、工場等の整備、賃貸、譲渡を行う高度化等計画の承認を受けた者への産業基盤整備基金による債務保証</p> <p>高度化等計画の承認を受けた中小企業者への中小企業信用保険の特例</p> <p>特定事業者への税制上の優遇措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別償却（機械等 15～25%） 特別土地保有税の非課税 <p>基盤の技術産業集積活性化促進地域における設備投資等（特定事業者等）に対する政府系金融機関による低利融資</p> <p>高度化計画の承認を受けた者への研究開発等に対する補助制度</p>	<p>八戸市 十和田市 三沢市 七戸町 百石町 六戸町 上北町 下田町 五戸町 福地村 (3市6町1村)</p>

法 律 名	目 的	助 成 措 置 等	県 内 対 象 市 町 村
原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法 (むつ小川原振興課)	原子力による発電が我が国の電気の安定供給に欠くことのできないものであることにかんがみ原子力発電施設等の周辺の地域について、地域の防災に配慮しつつ、生活環境、産業基盤等の総合的かつ広域的な整備に必要な特別措置を講ずること等により、これらの地域の振興を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の安定に寄与することを目的とする。	道路、港湾、漁港、消防用施設、義務教育施設の整備に対する国の補助率の嵩上げ(5/10 5.5/10等) 地方債の元利償還経費に対する交付税措置 不均一課税を行った場合の減収補填措置	十和田市、三沢市、むつ市、平内町野辺地町、七戸町、百石町、十和田湖町、六戸町、横浜町、上北町、東北町、天間林村、下田町六ヶ所村、東通村 (3市10町3村)

地域開発振興構想等一覧

構 想 名	趣 旨 (目 的)	内 容	助 成 措 置 等	県内対象地域等
テレトピア構想 (総務省) (情報政策課)	ケーブルテレビ、インターネット、コミュニティ放送等の情報通信メディアを活用して、地域の情報化を促進し、地域社会の活性化を図る。	地域通信システム施設整備事業 (地域総合デジタル通信施設整備事業を含む) 有線テレビジョン施設整備事業 域共同利用無線ネットワーク施設整備事業 ・衛生利用ローカル・ネットワーク整備事業 ・地域共同利用無線ネットワーク整備事業 ・山岳無線利用システム整備事業 ・地域海洋通信整備事業 ・コミュニティ型移動無線電話事業 ・コミュニティ放送施設整備 放送番組普及センター施設整備事業	政府系金融機関から第三セクターへの無利子融資 政府系金融機関から民間事業者及び第三セクターへの低利 融資等 公益法人に対する民間事業者の負担金の損金算入措置等 指定地域内の補助事業の優先採択	青森市 61年11月指定 総合行政サービスシステム、豊かな生活支援システム、パスロケーションシステム、流通情報システム、道路交通情報システム 八戸市 63年6月指定 文化・教育ネットワークシステム、産業・医療情報システム、
ニューメディア・コミュニティ構想 (経済産業省) (情報政策課)	地域の産業、生活等のニーズに対応する各種モデル情報システムを構築するとともにこれらを活用、発展させたシステムを他地域へ導入することによって全国的にバランスのとれた情報システムの普及を図る。	モデル情報システム の概念検討 ・モデル地域の選定 ・ニーズの調査・分析 ・概念検討 モデル情報システムの開発、構築 ・構築主体、運用主体、資金計画の決定 ・開発、構築 ・運用及びその利便性・経済性の評価 モデル情報システムの応用発展 ・応用発展地域の指定 ・モデル地域のノウハウを活用し、応用発展地域において情報システムを構築・運用	(財)ニューメディア開発協会による調査支援 NTT株式売却収入活用による無利子融資 政府系金融機関による低利融資 中小企業事業団による高度化事業に対する貸付 公益法人に対する民間事業者の負担金の損金算入措置 政府系金融機関による出資等	弘前市 62年7月指定 弘前総合案内サービス 商店街カードサービス 予約注文サービス 青森県 4年9月指定 観光・リゾート情報ネットワーク 基幹の情報通信ネットワークシステム等
まちづくり総合支援事業 (国土交通省) (都市計画課)	特定重要課題解決のために効果的に組み合わせられた複数の市町村事業について、市町村が地区単位で策定する「まちづくり事業計画」に基づき一括採択し、年度毎に補助金を一括交付。補助メニューとしては道路整備・面整備等のハード事業から、街に魅力と潤いをもたらすソフト事業まで多彩なメニューで支援する。また事業計画策定に対しても、調査地区(まちづくり事業調査)として補助が可能。	採択要件 地区全体の採択要件と要素事業別の採択要件の2段階。 1) 地区全体の採択要件 特定重要課題解決のために総合的なまちづくりが必要であると認められること。 まちづくり事業計画が策定されていること。 市町村(政令市及び特別区を含む)事業であること(市町村からの間接補助を含む)。 2) 要素事業別の採択要件 通常事業の採択要件と同様。	補助金の交付は地区単位で一括して行われ、事業計画の範囲内で自由に変更可能。	弘前市：駅前・上土手町地区、城東第五地区

構 想 名	趣 旨 (目 的)	内 容	助 成 措 置 等	県内対象地域等
<p>都市再生推進事業 〔国土交通省〕</p> <p>(建築住宅課)</p>	<p>美しい街並みと快適な生活空間の実現を図るため、地区計画等の実施に併せ、建築物整備を中心とした市街地の整備、更新、基盤施設の整備、良好な景観形成を推進する。</p>	<p>対象地区は、市街地再開発事業、優良建物等整備事業住宅建設事業等の多岐的な事業の実施に併せ、地区の特性を活かしつつ全体として市民共有の優れた街並みの形成を図るべき社会的経済的条件を備えている地区で、次の各号に掲げる条件に該当するもの</p> <p>・ 多岐的な公共施設、地区施設及び建築物等に関する総合的・一体的な整備に関する計画（都市拠点整備総合計画）が市町村により策定されているもの</p> <p>・ 地区の全部もしくは枢要部分を含む相当の区域について、地区計画その他の規制・誘導措置が講じられる又は講じられることが確実と見込まれるもの</p> <p>・ おおむね5ヘクタール以上の規模を有すること（ただし、人口集中地区にあっては、2ヘクタール以上とする）</p>	<p>市街地環境形成支援施設整備事業費補助（補助率1/3）</p> <p>市街地環境整備特定事業調査費補助（補助率1/3）</p> <p>市街地環境整備支援基盤整備促進事業（通常事業の補助率）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域生活基盤施設 ・ 高質空間形成施設 ・ 高次都市施設 <p>補助率1/3以内</p>	<p>鯉ヶ沢町 大高山地区 東通村 砂子又地区</p>
<p>都市活力再生拠点整備事業 (RESUME計画) 〔国土交通省〕</p> <p>(都市計画課)</p>	<p>地域の拠点となる中心市街地の商業地等の活性化を図るため、市街地再開発事業等の各種再開発制度を活用した総合的・一体的な整備プログラム（地区再生計画）を策定し、それに基づいた各種事業の実施により、都市計画道路等の整備と一体となった計画的・総合的な再開発を促進する。</p>	<p>市町村が国の補助を受けて「地区再生計画」を策定する。これに基づいて実施する各種再開発事業に対し、補助採択基準が緩和され、また、税制の優遇や融資を受けることができる。</p>	<p>「地区再生計画」、「街区整備計画」、「事業化促進計画」策定費補助 1/3以内</p>	<p>八戸市</p>
<p>リサイクル推進事業 (再生資源活用型) 〔国土交通省〕</p> <p>(都市計画課)</p>	<p>都市の中に面的に整備されている下水管路、冬期においても一定の温度を保っている下水処理水、下水処理場やポンプ場の排熱・オープンスペース等を計画的に利用することにより、積雪をすみやかに居住区域から排除し、冬期の市民生活と都市機能の改善を図る。</p>	<p>公共下水道雨水渠や都市下水路を雪塊が流下しやすい構造とし、融流雪用水として下水処理水や河川水等を利用する。</p> <p>・ 下水道以外の融雪溝・流雪溝・消雪パイプ等に下水処理水を供給する。</p> <p>・ 下水処理場内の調整池を活用し融雪槽雪捨て場)を設置する。</p>	<p>流雪水路、融雪水路、及び処理水供給施設を対象に次の補助率で補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共下水道・流域下水道 1/2 ・ 都市下水路 4/10 	<p>青森市</p>
<p>都市水環境整備下水道事業 〔国土交通省〕</p> <p>(都市計画課)</p>	<p>下水処理水の再利用、雨水の再利用や貯留浸透による流出抑制、親水性のある水辺空間の整備及び河川事業等との連携・共同事業を行うことにより、健全な水循環系の再生を図る。</p>	<p>処理水又は雨水を公共下水道雨水渠や都市下水路等に送水し、せせらぎ用水等として有効利用するもの。</p> <p>・ 雨水を貯留、処理し、雑用水、防火用水等として利用するもの。</p> <p>・ 公共下水道雨水渠や都市下水路等を利用し、良好な水辺空間を整備するために、これらの施設に沿って、せせらぎ水路、植栽、遊歩道、四阿、魚巢ブロック等の設置を行うもの。</p>	<p>下水処理水又は雨水を再利用するための施設を対象に次の補助率で補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共下水道、流域下水道 1/2 ・ 都市下水路 4/10 <p>良好な水辺空間を創出する施設を対象に次の補助率で補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各事業とも 1/3 	<p>木造町、鶴田町</p>
<p>ふるさとの川整備事業 〔国土交通省〕</p> <p>(河川砂防課)</p>	<p>河川本来の自然環境の保全・創出や周辺景観との調和を図りつつ、地域整備と一体となった河川改修を行い、良好な水辺空間の形成を図る。</p>	<p>まちづくりと一体となった良好な水辺空間の形成を図るための「ふるさとの川整備計画」を策定し、計画に基づき重点的かつ積極的に事業を実施する。</p>	<p>河川改修事業、都市河川改修事業及び準用河川改修事業等の既定事業を対象に補助する。</p>	<p>鹿野沢川(鹿野沢村)</p>

構想名	趣旨(目的)	内容	助成措置等	県内対象地域等
循環型社会形成事業 (総務省)				
自然再生・地球温暖化対策事業	地域において取り組まれる循環型社会の形成に資する事業の推進を図るため、地方公共団体が率先して取り組む自然再生・地球温暖化対策事業を支援する。	(主な対象事業) 漏洩・干涸の造成、保全 生物の生息空間や移動空間の形成・保全等 庁舎・校舎への太陽光発電システムの整備、一般公用車として利用する低公害車の取得等	事業費について地方債の充当 ・地域活性化事業債(充当率75%) ・当該地方債元利償還金に対して普通交付税措置(算入率30%) ・事業期間(3年以内) ・事業採択期間(平成14～16年度)	平成14年度実績 4事業
国土保全対策事業	農山漁村地域が果たしている国土保全のため重要なかつ多面的な役割の維持増進を図るため、地方公共団体が総合的に推進する事業を支援する。	(主な対象事業) 地域環境保全・公益的機能保全のための森林の整備、農地の整備、若者の定住促進やUターン者等就農希望者のための貸付用住宅整備、耕作放棄地、荒廃林地の取得・整備都市住民との交流施設等の整備、景観保全施設の整備、国土保全対策を実施する第三セクター等への助成	事業費について地方債の充当 ・地域活性化事業債(充当率75%) ・当該地方債元利償還金に対して普通交付税措置(算入率30%) ・事業期間(3年以内) ・事業採択期間(平成14～16年度)	
少子・高齢化対策事業 (総務省)	急速な少子・高齢化、国際化等により住民ニーズが多様化する状況を踏まえ、共生型の地域社会を実現するため地方公共団体が実施する基盤整備を支援する。	(主な対象事業) ユニバーサルデザインによるまちづくり、地域の少子高齢化社会を支える保健福祉施設整備、共生社会を支える市民活動支援のための施設整備、公立看護大学・短期大学整備	事業費について地方債の充当 ・地域活性化事業債 充当率75%(特に推進すべき事業についてはさらに財対分15%) ・当該地方債元利償還金に対して普通交付税措置 算入率30%(財対分は50%) ・事業期間(3年以内) ・事業採択期間(平成14～16年度)	平成14年度実績 1事業
都市再生事業 (総務省)	都市生活の質を高めるため、地方公共団体が行う都市再生への取組を支援する	(主な対象事業) 都市公園、街区公園等整備、電線類地中化、都市環境緑地、自転車駐車場等、公共交通拠点等基盤整備、港湾緑地一体整備、植樹・植栽、住宅宅地関連対策事業、立体交差、街並み整備、都市拠点総合整備、駐車場整備	事業費について地方債の充当 ・地域活性化事業債(充当率75%) ・当該地方債元利償還金に対して普通交付税措置(算入率30%) ・事業期間(3年以内) ・事業採択期間(平成14～16年度)	平成14年度実績 6事業
地域資源活用促進事業 (総務省)				
地域経済新生事業 科学技術振興事業 地域を支える人づくり事業	地域を支える人材の育成・確保、地域経済の基盤強化等のため、地方公共団体が創意工夫に基づき実施する地域の特性や資源を活用に向けた取組を支援する	(主な対象事業) 貸工場、農林水産物の加工場、集出荷場、直販施設等整備 商店街、土産品、観光文化施設等の情報提供システムの整備 地方移住者定住者向け貸付住宅、地場産業後継者の育成・支援施設整備 産学官の共同研究や連携強化のための施設、地域資源をいかした先端科学技術の研究開発施設等整備	事業費について地方債の充当 ・地域活性化事業債(充当率75%) ・当該地方債元利償還金に対して普通交付税措置(算入率30%) ・事業期間(3年以内) ・事業採択期間(平成14～16年度)	
地域文化財・歴史的遺産活用事業	個性的な地域社会の形成を図るため、地域主導による文化財の保全及び地域の歴史的遺産・伝統的文化を活用した地域の活性化を促進する	地方指定文化財、国指定文化財、国登録有形文化財の買上げ、修復・復元 地域文化財・歴史的遺産を活用した住民とふれあう場の整備、歴史的建造物・街並みの保存、修復及び周辺整備等	事業費について地方債の充当 ・地域活性化事業債(充当率75%) ・当該地方債元利償還金に対して普通交付税措置(算入率30%) ・事業期間(3年以内) ・事業採択期間(平成14～16年度)	平成14年度実績 1事業

構想名	趣旨(目的)	内容	助成措置等	県内対象地域等
地域資源活用促進事業 (総務省)				
集落再編整備事業	山間部等で人口減少、高齢化進展等によりその基礎条件が著しく変化した集落の再編整備を支援する	集落移転事業、定住促進団地整備事業、季節居住団地整備事業	事業費について地方債の充当 ・地域活性化事業債(充当率75%) ・当該地方債元利償還金に対して普通交付税措置(算入率30%) ・事業期間(3年以内) ・事業採択期間(平成14～16年度)	
地域情報通信基盤整備事業 (総務省)	情報通信の地域格差の是正及び活力ある地域社会の形成が図られるよう、地方公共団体が実施する地域の情報通信基盤整備を推進、支援する	公共施設等を接続するネットワークの整備、公共施設等を結ぶ情報通信ネットワークを活用した加入者系光ファイバ網設備、行政情報や映像情報等を提供するCATV、ソフトウェア団地・SOHO等の立地促進のための情報インフラの整備、地球局の整備、デジタル・ミュージアム・システム、地域情報拠点施設等の整備	事業費について地方債の充当 ・地域活性化事業債 ・充当率75%(特に推進すべき事業についてはさらに財対分15%) ・当該地方債元利償還金に対して普通交付税措置 算入率30%(財対分は50%) ・事業期間(3年以内) ・事業採択期間(平成14～16年度)	平成14年度実績 4事業
新地域経済基盤強化対策 (総務省)	地域における人材、技術、情報、資源等を効果的に活用した自発的、独創的な経済振興策を広域的かつ総合的に推進することにより、地域経済の基盤強化を図るとともに、人材の育成、技術力の向上等将来にわたる地域経済発展の基盤づくりを進める。	推進地域の選定、推進地域に係る新地域経済基盤強化計画を策定。計画期間は原則3年間、ハード事業のみならず、ソフト事業も対象。公共施設の整備(事業主体:地方自治体) 地域産業振興センター、観光物産会館、観光・スポーツ・レクリエーション施設等 ソフト施策(事業主体:地方自治体) 人材育成、観光宣伝、新製品開発、イベント開催等 民間事業(事業主体:第三セクター、民間企業) 製造業、鉱業の整備投資、文化レクリエーション 拠点整備事業	計画策定費に対して特別交付税措置 事業内容別助成 左記事業 について地方債の充当 ・地域活性化事業債(地域経済新生事業) 充当率75% ・当該地方債元利償還金に対して普通交付税措置(算入率30%) 左記事業 について ・特別交付税措置 左記事業 について ・日本政策投資銀行からの低利融資 ・ふるさと融資の貸付限度額を一般地域の1.25倍に引き上げ	青森地域広域市町村圏 (平成14年度選定) 津軽西北五地域広域市町村圏 (平成14年度選定) 津軽地域広域市町村圏 (平成15年度選定予定) 八戸地域広域市町村圏 (平成13年度選定)
地域活性化のための各種事業 (国土交通省)	地域における主体的地域づくりの活動の推進と当該活動の全国的な展開を図るための所要の支援措置を講じ、もって地域の活性化に資する。	地域間交流支援事業(A・Bタイプ)地域の個性、魅力の発信と他地域との交流を推進するとともに、地域の活性化を図るため、市町村が連携して推進する地域づくりを支援する。 地方振興アドバイザー派遣制度 主体的地域づくり活動を推進するに当たり、情報、人材の不足等により様々な疑問、課題に直面している地域に地方振興アドバイザーを派遣し、所要の助言、指導等を行い、地域づくりを支援する。 地域づくり交流会議 地域づくり活動に取り組んでいる実践家、地域住民及び活動を支援している行政担当者が、地域づくり活動等についての情報交流を行うことにより地域活性化を推進するとともに、人的交流ネットワークの構築を図る。 地域づくり表彰 創意工夫を生かした広域的な地域づくりを通して、個性ある地域の整備、育成に功績があった優良事例を表彰することにより、地域づくり活動の奨励を図る。 半島地域活性化優良事例表彰 地域の創意工夫により半島地域の活性化が図られている優良事例を表彰するとともに、優良事例の普及により半島振興についての地域住民の関心と理解を深め、半島振興の気運を盛り上げて地域活性化に資する。	地域間交流支援事業に対する一部補助 地方振興アドバイザー派遣に対する一部補助 地域づくり交流会議開催に係わる経費の一部負担 国土庁長官賞の表彰 国土庁長官賞の表彰	地域個性形成事業(従前事業) 木造町(3年度) 八戸市・三沢市(6年度) 地方振興アドバイザー派遣 黒石市(63年度) 深浦町(3年度) 浪岡町(4年度) 八戸市(6年度) 三沢市(8年度) 地域づくり交流会議 黒石市(63年度) 岩木町(60年度) 黒石市(63年度) 岩木町(2年度) 佐井村(3年度)板柳町(5年度) 半島地域活性化優良事例表彰(社)むつ青年会議所(4年度)チェスボーカッパ実行委員会(5年度)津軽海峡冬景色ツアー実行委員会(6年度)風間浦観光協会(7年度)蟹田町(8年度) 五所川原市(11年度)